



かがや 消費生活 センターだより

〈平成 28 年 9 月発行〉

発行元

鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL: 047-445-1246

※予約優先

あなたの身近で増えています！ 気をつけて！悪質な消費者トラブル

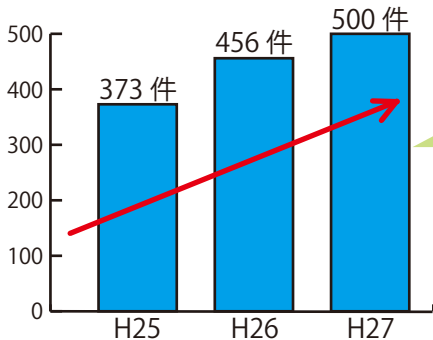


困った
ときは
ご相談を！

消費生活センターでは専門の相談員が、問題解決のための助言やあっせん、情報の収集や各種情報の提供を行っています。平成 27 年度の消費生活相談の受付状況と悪質商法についてお知らせします。

① 相談の件数が増えています。

平成 27 年度の受付件数は 500 件でした。
前年度の 456 件より 9.6%増加しました。



※契約・解約に関する相談が全体の 75%を占めています。

③ 相談内容別件数の上位は ...

- 1 位 アダルト・出会い系サイト
- 2 位 携帯電話などを含む通信サービス
- 3 位 賃貸アパート
- 4 位 フリーローン・サラ金
- 5 位 光回線
- 6 位 修理サービス など

④ 相談の購入形態の上位は ...

- 通信販売は、全体の 33% と多く、
訪問販売 12%
電話勧誘販売 8% ほか

② 高齢者からの相談が増えています。

70 歳以上の相談件数は全体の 25% で、60 代は 16% に。合わせると相談全体の 41% となり、高齢者のトラブルが多くなっています。

裏面は、注意！悪質商法！



かがやまなびい大学くらし学部主催講座

参加無料

チョコレート & コントで
消費生活を考えよう

チョコレートには人を幸せにする“パワー”があります。その“パワー”が世界中の子どもの支援につながっていることも…フェアトレードについて学ぶことで社会に貢献する消費者になりませんか。

平成 28 年 10 月 19 日 (水)
午後 1 時～ 3 時

総合福祉保健センター
6 階 大会議室

定員 40 人 (申込先着順)

詳細は 10 月 1 日の広報でお知らせします。

電子マネー (プリペイドカード) で支払わせる被害が急増 !!



インターネットのワンクリック請求や、サクラを使った出会い系サイト、身に覚えのない架空請求などで、「利用料金が未納である。本日中に支払いがない場合は、法的手続きをとる」などと偽り、決済に電子マネーが利用されるケースが増えています。

- コンビニで電子マネーを買ってきて！
- カードに書いてある ID (ギフト番号) を教えて！
- カードに書いてある ID を写真に撮ってメールで送って！ などは詐欺と考えられます。

電子マネー (プリペイドカード) は、直接相手に渡さなくてもカードに書いてある ID を伝えるだけで譲渡したことになります。コンビニなどで誰でも簡単に購入・利用できるため、未成年者の利用によるトラブルも目立ちます。相手に連絡する前に消費生活センターにご相談ください。

被害が多い！悪質商法

悪質業者は、こんな高齢者の心理を読んで近づきます。

注意！

- ★簡単に相手を信用してしまう。
- ★被害にあったと気がついて「人に迷惑をかけたくない」「恥ずかしい」と、誰にも相談しないで一人で抱え込んでしまう。



在宅時でも、留守番電話にしておけば被害を防げます。

電話型の例

送り付け商法

突然電話で「注文を受けた商品を送る」と連絡があり、注文した覚えがないので断ると「解約できない」などと言い、商品を送り付け、代金を払わせる。
(健康食品・生鮮食品など)



利殖商法

「必ずもうかる」
「名前を貸してくればお礼をする」
「これまでの損を取り返せる」などと、もうかることだけを強調し、投資や出資を勧誘する。証券会社や金融関係会社の社員を装うケースもある。
(未公開株や社債・老人ホームの入居権など)

訪問型の例

かたり商法

公的機関などの職員を装い、消費者を信用させ「消火器」「火災警報器」「浄水器」などを高額で購入させる。「規則や法律で義務付けられている」などと偽って売るケースもある。



点検商法（リフォーム詐欺）

「点検は無料ですから」などと、安心させて、点検後は「瓦が割れていて、このままでは雨漏りがしますよ」などと不安にさせて、「今日までなら工事費はキャンペーン価格にします」と高額で不必要な契約を急がせる。
(他には羽毛布団など)

対策

1. 事業者が親切な態度でも信用しない、家に上げない。
 2. 不審な電話での勧誘には一切応じない。不必要な契約は、はっきり断る。
 3. 絶対に相手に指示されるままに、お金の振り込み・郵送・手渡しをしない。
 4. 本当に必要な契約か、別の工事業者などから見積りを取って検討しましょう。
- ★ 「不必要な契約」や「だまされた！」と思ったら、すぐに家族や消費生活センターに相談を！

契約してしまっても、クーリング・オフで解除できるの！

あきらめないで！



クーリング・オフとは…

訪問販売や電話勧誘販売など、契約書面を受け取った日から8日以内※にハガキなどの書面で通知することで、無条件に契約を解除できる制度です。クーリングオフ期間が過ぎた後でも、契約について納得できなかったり、解約したいと思ったら、できるだけ早く消費生活センターに相談しましょう。

※ 取引の種類によってクーリングオフ期間が異なります。消費生活センターに確認を！

何かお困りの時は、お気軽に鎌ヶ谷市消費生活センターまでご相談ください。

TEL : 047-445-1246 (予約優先)